

○ 千葉県浄化槽取扱指導要綱（抜粋）

第3 浄化槽を設置しようとする者の責務

浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしようとする者は、設置等の手続に先立ち、あらかじめ、法第57条第1項の規定に基づき知事が指定した指定検査機関に、法第7条第1項の規定による使用開始後の水質検査（以下「7条検査」という。）を申し込むものとする。

第4 設置等の手続

2 建築確認申請の場合

建築主は、建築物に関する工事について、建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項に基づく確認済証の交付を受ける場合にあっては、確認済証の交付を受けるために必要な図書の提出と併せて、7条検査の申込みを証する書類（検査手数料の納付書の写し）を添付するものとする。

○ 「検査手数料の納付書の写し」の添付に係る啓発資料について

県では、検査手数料の納付書の写しの添付に係る啓発用のリーフレットを作成しておりますので、周知等に御活用ください。リーフレット及び浄化槽の法定検査の詳しい情報については、以下のホームページから確認いただけます。

■ 千葉県ホームページ「浄化槽の法定検査について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/kasentou/joukasou/houteikensa.html>

千葉県でこれから浄化槽を設置する皆様へ



チーバくん

浄化槽を設置する際の申請書類には、
「**浄化槽法第7条検査の検査手数料の納付書の写し**」を貼付してください！

■ 浄化槽設置手続時の書類に貼付 → 7条検査の検査手数料の納付書の写し

【7条検査の検査手数料納付書の写し】
※ 払込用紙については、各指定検査機関にお問い合わせください。

02 横浜		払込取扱票		通常払込料金 加入者負担	
口	記	号	番	金	額
加入者氏名	7条検査依頼書：郵便払込用（通信簿）			金額	備考
住所	②設置場所（建築場所） 地名地番			金額	備考
電話番号	③設置者（建築主）氏名			金額	備考
使用開始（予定）年月日	住所			金額	備考
④払込人氏名	電話番号			金額	備考
電話番号	名称			金額	備考
ご依頼人欄に、おとこ・おなまえをご記入ください。（承認番号 横第0292号）				金額	備考
これより下欄には何も記入しないでください。				金額	備考

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	加入者氏名	金額	備考
金額	おなまえ	金額	備考
金額	7条検査依頼書	金額	備考
金額	ご依頼人	金額	備考
金額	料	金額	備考
金額	日	金額	備考
金額	附	金額	備考
金額	印	金額	備考

通付図書 (浄化槽調査書)

1. 浄化槽処理水の放流経路、放流先[※]及び付送の状況を示した見取り図
2. 浄化槽の配置図、敷地内排水経路図

【申請書類】

建築確認申請時：浄化槽調査書
建築確認申請なし：浄化槽設置届出書

写しを
貼付

6. 検査手数料の納付書の写し（検査手数料を納付した場合に限る）
浄化槽法に基づき（建設省）第7条検査の検査手数料納付書の写しを下記欄に貼付してください。
（検査手数料の納付書は、建設省の標準用紙を使用しますが、浄化槽設置調査書、浄化槽法に基づき建設省の標準用紙が
あり、その中で、第7条検査の手続きを行っていただく。）
検査手数料の納付書の写しの貼り付け欄（全面にのり付けするなど、しっかりと貼り付けてください。）

この書類は、建築基準法施行規則第一一条の三第4項第一号（欄）に該当する書類における標準書式です。
-建築基準法第5条第5項の規定に基づき、浄化槽設置及び排水設備一式を検査手数料納付書の写しを貼り付けた書類が送付されています。
-おとこ・おなまえ・ご依頼人・料・日・附・印を正しく記入してください。
-検査手数料の納付書の写しを提出しないことを理由に建築確認に付する不許可を取り消すことはできません。
-表裏第7条の建設費計算書と交付年月日を記入して記載してください。

【平成29年10月1日改定】

■ 7条検査とは？

浄化槽法により、浄化槽使用開始後3か月を経過した日から5か月の間に受検することが義務付けられており、水質等を検査することにより、浄化槽の設置工事が正しく行われたかどうかを判断するものです。県が指定した検査機関（指定検査機関）だけが実施できます。

■ 7条検査の申込先（指定検査機関）

機関名

担当区域

検査申込

公益社団法人
千葉県浄化槽検査センター
☎ 043-246-6283
〒 260-0024
千葉市中央区中央港1-11-1

船橋市、八千代市、習志野市、浦安市、市川市、柏市、野田市、
我孫子市、鎌ヶ谷市、松戸市、流山市、印西市、成田市、富里市、
八街市、四街道市、佐倉市、白井市、香取市、鉾田市、旭市、
匝瑳市、山武市、東金市、大網白里市、茂原市、栄町、酒々井町、
神崎町、東庄町、多古町、芝山町、横芝光町、九十九里町、
白子町、一宮町、睦沢町、長南町、長柄町、長生村



一般財団法人千葉県環境財団
☎ 043-246-2079
〒 260-0024
千葉市中央区中央港1-13-1 (3階)

千葉市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市、
いすみ市、勝浦市、鴨川市、南房総市、館山市、御宿町、
大多喜町、鋸南町



■ 書類の様式や維持管理の詳しい情報については、以下のホームページをご覧ください



浄化槽 千葉県

浄化槽 千葉市

浄化槽 船橋市

浄化槽 柏市

令和6年11月発行
千葉県水質保全課